

令和2年4月8日

保 護 者 様

小野市教育委員会

新型コロナウィルス感染症にかかる学校の対応について

令和2年4月7日、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため、兵庫県に対し、国から法に基づく緊急事態宣言が発令されました。兵庫県では、国の緊急事態宣言受け、全ての県立学校を令和2年4月9日（木）から5月6日（水）までの間、臨時休校とともに、市立の小・中・特別支援学校等に対しても同様に休校の要請がありました。

この度の国の宣言及び県の要請は、法に基づくものであることを鑑み、小野市におきましては、原則、市内のすべての学校を4月9日（木）から5月6日（水）までの間、臨時休校といたします。今回の決定は、法に基づく国の緊急事態宣言による、緊急の措置であることをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、休校中の児童生徒の学習状況の把握や健康観察等を目的に、週に1日、登校日を設けます。

【登校日】4月9日（木）・4月16日（木）・4月23日（木）・5月1日（金）

午前中のみ登校。給食はありません。

休校中、児童生徒は、自宅待機を原則としますが、仕事等でどうしても自宅で安全に自宅待機させることが困難な児童生徒については、学校で受け入れます。学校では、自習することとし、給食は提供します。

ただし、市内等で罹患者が急増した場合、学校内等で罹患者が発生した場合は、直ちに受け入れを停止することがありますことをご了承ください。

また、休校に伴う授業時数の減少につきましては、学校再開後、休業日の縮減も含めて調整を行い、学力保障に努めて参ります。

今後の新型コロナウィルス感染症にかかわる連絡等については、ホームページや各学校のメール配信機能等でお知らせします。

【臨時休業中の過ごし方】

1 健康管理（感染予防）

- ① 早寝・早起き、食事等の基本的な生活習慣を大切にするとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- ② 換気の悪い「密閉」空間（ぎゅうぎゅう）、大勢のいる「密集」場所（むんむん）、間近で会話する「密接」場面（がやがや）を避けるため、緊急事態宣言の求める不要不急の外出をしない。
- ③ 運動不足やストレスの解消をするために、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境（身の回りの戸外や換気が十分行われる場所）で行うなど、心身の健康にも配慮する。

2 家庭学習等

新しい教科書に目を通したり、学校で示された学習内容や自主学習をしたりして、学習習慣を大切に、家庭学習を行ってください。その際、家族の一員として主体的に取り組む手伝いや、興味・関心に応じた課題や趣味等に取り組むなど、個性を伸長させ、主体的に生きる力を育む機会としてください。

3 スマートフォン・ゲーム等とのつきあい方

- ① SNS上のやりとりが多くなることが想定されます。ネット上のトラブルがないか等、注意深く見守ってください。
- ② 使用時間や時間等の制限を設けるなど、使用上のルールを決めて、利用するようにしてください。
- ③ ゲーム依存やスマートフォン依存にならないよう、十分注意してください。

- | |
|--|
| (1) お子さまのことで何か気にかかることがあれば、学校に連絡してください。 |
| (2) ご家庭において、子どもだけで過ごす時間が長くなる場合は、定期的に連絡するなどして、安全確認に努めてください。 |
| (3) 小野市や兵庫県では子ども達が心配なこと、悩んでいることを相談できる窓口を設置しています。必要に応じてご活用ください。 |

ONOひまわりホットライン 62-4110

ひょうごっ子相談

0120-0-78310